

## **Q & A**

---

**Q1.** 法第19条の苦情の自主的解決と法第 21 条、22 条の紛争解決の援助の関係を教えてください。

---

A. パートタイム労働法で、事業主の講ずべき措置として規定された事項に関し、事業所内でトラブルが発生してしまった場合の対処方法として、法第 19 条の自主的な解決を促す規定、法第 21 条の都道府県労働局長による援助に関する規定、法第 22 条の調停の規定の 3 つの方法が設けられています。

法第 21 条の都道府県労働局長による援助や法第 22 条の調停を申し立てる前提として、法第 19 条が規定されているわけではありませんが、本来事業所内のトラブルは、まずは事業所内で自主的に解決することが望ましいものです。労使協力して事業所内での解決に努めてください。

---

**Q2.** 紛争解決の援助の仕組みとして、法第 21 条による都道府県労働局長による援助と法第 22 条の調停がありますが、それぞれどのような違いがあるのですか？

---

A. 紛争と言っても、法律の知識の不足や誤解から生じているトラブルも少なくありませんが、このような場合、紛争の問題点や解決の方向性がある程度はつきりしていることが多いようです。このため、紛争の迅速かつ円満な解決が図られるよう都道府県労働局長による助言、指導、勧告による援助の仕組みが設けられています。

一方、紛争の解決には、事業所の賃金制度を検証したり、通常の労働者とパートタイム労働者の職務を比較したりするなど専門的な知識が必要となるケースもあるようです。このため、改正法では、学識経験者等専門家で構成される、行政とは異なる第三者機関が行う調停の仕組みが設けられています。調停は、パートタイム労働者や事業主から意見を聴取するなどにより、解決に向けた調停案を作成します。

いずれも窓口は都道府県労働局の雇用均等室ですので、まずは、雇用均等室までご相談ください。

---